

《平成 30 年 2 月市議会 環境経済委員会 追加資料》

平成 29 年度予算に計上した

「指定管理者候補者選定審査会費 いこいの里」について

水産農林部

平成 30 年 3 月





## 平成 29 年度予算に計上した「指定管理者候補者選定審査会費 いこいの里」について

### 1 事業名及び予算額

(6 款 2 項 7 目) 指定管理者候補者選定審査会費 いこいの里 124 千円

### 2 事業内容

いこいの里(あぐりの丘)における指定管理者制度導入に向けた、指定管理者候補者選定審査会の設置。

### 3 予算措置の理由・経緯等

あぐりの丘については、平成 10 年 7 月の開園後、管理・運営を行っていた企業が撤退した平成 18 年 4 月以降、長崎市が全面的に管理・運営を行うこととなった際に、指定管理者制度の導入を決定し、平成 19 年 4 月からの導入を目指して手続きを進めたが、応募企業はあったものの、審査基準を満たさず候補者を選定できなかった。その後、再度、平成 20 年 4 月からの導入を目指して手続きを進めたが、候補者の資質や審査及び評価のあり方について指摘を受け、指定議案が否決されたことにより、指定管理者の特定に至らず、当分の間長崎市が直営で園の管理・運営を行うこととなった。

その後およそ 10 年が経過し、年間 30 万人の市民が訪れる施設となり、市内企業より指定管理者候補者が期待できることや、今後民間のノウハウを活かして更に魅力的な施設づくりを目指す必要があることから、平成 30 年 4 月からの指定管理者制度導入に向けて、指定管理者候補者選定審査会費を平成 29 年度当初予算に計上したが、予算執行に至らなかったもの。

### 4 議会からの主なご意見

#### (1) 平成 29 年 2 月議会(予算議案の審査)

- ・街のエリアのみを指定管理とすべき
- ・これ以上の投資はせずに、来園者の 30 万人をもっと増やす努力をすること
- ・従来の発想に捉われず、幅広く柔軟な発想をしてほしい

#### (2) 平成 29 年 6 月議会(所管事項調査)

- ・あぐりの丘のあり方を全庁的に検討すべき

### 5 予算執行ができなかった理由

当初、現行の状態のままの指定管理者制度導入に向けて作業を進めていたが、議会からのご意見を受けて、あぐりの丘が現在持っている、自然や花・畑、子供たちが遊べる遊具や水遊びなどの強みをさらに活かすことで、来園者が大きく伸びる可能性につながるものと認識し、改めて原点に立ち返り、「現在のコンセプトにとらわれず、その他の伸びしろがないか」、「これ以上の大きな投資を行わず、市民のニーズに対し、最大の効果を引き出せるものはないか」など、改めて検討を進めているところであるため。

### 6 具体的な検討項目

市民ニーズの確認、類似施設の状況把握、対象世代の絞り込み など



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
220～ 221	6 農林水 産業費	2 林業費	7 いこいの里費	1-1	指定管理者候補者選定審査会費 いこいの里	千円 1 2 4

### 1 概 要

長崎市いこいの里「あぐりの丘」について、平成 30 年度から指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者を公募により選定するため、平成 29 年度に指定管理者候補者選定審査会を設置するもの。

### 2 事業内容

#### (1) 指定管理者候補者選定審査会の所掌事務

- ア 募集要項における評価項目の策定
- イ 候補者の審査及び選定

#### (2) 組織

- ア 人数：5 人
- イ 構成：外部委員（学識経験者及び企業の財政状況を判断できる専門家を含む）
- ウ 開催回数：3 回

#### (3) スケジュール（案）

平成 29 年 2 月	平成 18 年改正の未施行条例の施行
平成 29 年 2 月	2 月議会（公募に伴う予算審査）
平成 29 年 4～5 月	指定管理者候補者選定審査会（第 1 回）（事前説明）
平成 29 年 6 月	6 月議会（公募、募集要項の説明）
平成 29 年 6 月下旬	指定管理者候補者選定審査会（第 2 回）（募集要項等説明）
平成 29 年 7 月～	公募期間（3 か月）
平成 29 年 10 月下旬	指定管理者候補者選定審査会（第 3 回）（決定） （指定管理者候補者の選定、審査報告書とりまとめ）
平成 29 年 12 月	11 月議会（指定議案及び補正予算（債務負担行為）審査）
平成 30 年 2 月	基本協定書及び年度協定書の締結
平成 30 年 4 月	指定管理者制度の導入開始

### 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1 2 4	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1 2 4



#### 4 いこいの里の指定管理者制度導入に係る経緯

- (1) いこいの里「あぐりの丘」は、平成10年7月に開園し、(株)長崎ファミリーリゾートや(株)ファームが園の管理・運営を行っていたが、社会経済情勢の変化に伴い相次いで撤退したことから、平成18年4月以降、長崎市が園の管理・運営を行うこととなった際、指定管理者制度を導入したいと考え、平成18年9月に条例改正を提案し、議会の承認をいただいたが、指定管理者の特定に至らず、当分の間長崎市が直営で園の管理・運営を行うこととし現在に至っている。
- (2) 平成20年度に都市計画部から水産農林部に移管されたのを契機として、「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び「食農教育」をコンセプトとする「いこいの里再整備計画」を策定し、再整備の取り組みを開始した。
- (3) 近年は、ふれあい動物広場やちびっこ広場、親水広場の整備、里山再生・森林地域の景観整備などに取り組み、ハード面については一定整備が完了したことから、更に多くの市民に来園していただけるよう平成25年度からは、市民協働の取り組みなどソフト面の充実を図ってきたこともあり、市民が交流、体験及び遊びを通して自然とふれあうことができる施設として、平成27年度の来園者数は30万人を超えている。

#### 5 予算提案の理由

- (1) 長崎市が直営で園の管理・運営を開始した平成18年から10年が経過し、市民協働に課題はあるものの、年間30万人の市民が訪れる施設になり、市内企業より指定管理者候補者が期待できることや、今後民間のノウハウを活かして更に魅力的な施設づくりをめざす必要があることから、平成30年4月からの指定管理者制度導入に向けて手続きを開始することとした。
- (2) 平成18年9月に議会の承認をいただいた未施行条例を施行することで、止まっていた指定管理者制度の導入の手続きを再開する意思を明らかにしたうえで、指定管理者候補者選定審査会委員に対し、これまでの経緯や市民協働の取り組みなど早期に説明する必要があること及び指定管理者候補者に7月からの募集期間並びに指定管理者決定後の引継ぎ期間を適正に確保するため、今回指定管理者候補者選定審査会の予算を計上している。



いこいの里「あぐりの丘」指定管理者導入区域図

